

令和7年6月2日

公共的建築物等へのさがみはら津久井産材利用促進事業 Q&A

1. 対象建築物

Q1-1 どのような建築物が対象となりますか。

A さがみはら津久井産材を利用し、そのPRを十分に図り、不特定多数の利用者が見込まれる民間施設を対象とします。

Q1-2 PRを十分に図ることが見込まれる民間施設とはどのようなものですか。

A 不特定多数が利用する観光施設や交通機関、銀行、病院（待合スペース等）、ショッピングモール、店舗等が該当します。また、木育の観点から、私立保育所や学校施設についても本事業の対象としています。

Q1-3 対象とならない施設はどのようなものですか。

A 立ち入りが制限される会員制の施設、オフィス、老人ホーム、マンションの共有スペース等は対象となりません。また、不特定多数が利用できる施設であっても、従業員室や倉庫、客席と面していない調理場等の立ち入りが制限される箇所についても本事業の対象となりません。

Q1-4 対象事業費の範囲はどこまでですか。

A さがみはら津久井産材を使用した木造化・木質化のための工事費および木製什器等の購入、組立て、設置、運搬にかかる経費が対象事業費となります（設計費は除く）。

Q1-5 門、塀、ウッドデッキなど、外構部のみの木質化でも対象になりますか。

A 対象になります。

Q1-6 有料施設は対象になりますか。

A 不特定多数の利用者が見込まれる施設であれば原則対象になります。

2. 使用木材

Q2-1 使用する木材に条件はありますか。

A 木造化・木質化を行う箇所にさがみはら津久井産材を50%以上（体積換算）使用することが条件です。また、実績報告の際にさがみはら津久井産材流通確認証の写しを提出していただきます。

Q 2—2 木材を使用する箇所に指定はありますか。

A 木の良きの PR と木材利用の促進を図ることを目的としていることから、木材が目立つ形で使用されていることや、触れることができる等、施設利用者に近い箇所で使用されていることが望ましいと考えております。

3. 交付条件等

Q 3—1 さがみはら津久井産材を使用している旨はどのように明示すればよいですか。

A プレートや看板等を用いて、利用者が視認できる場所へ掲示を行ってください。併せて、施設のホームページや配布物、SNS 等を活用した方法で可能な限り PR を実施してください。

Q 3—2 審査会ではどのような点が審査されますか。

A 補助金の趣旨に沿った提案であるか、申請事業が確実に実現可能であるのか、木材の PR が期待できるか等を審査します。

Q 3—3 いつまでに完成すればよいですか。

A 申請年度内に完成する必要があります。